

7. 1 閣議決定

(1)...政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、...論理的な帰結を導く必要がある。

(2)...この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが...基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○ 小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○ 横畠内閣法制局長官

法理といたしましては

まさに当時から含まれている

わが国に対する～

「S47年政府見解」の作成者等

外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

+

同盟国に対する～

読み替え!

7. 1 閣議決定

平成27年8月3日 横畠 長官答弁

○ 小西洋之君

7. 1 閣議決定の**基本的な論理**（注：集団的自衛権行使を含む論理）について、この**四名の頭の中**にあって、それが**四十七年見解の中に当時書き込まれた**という理解でよろしいですか

○ 横畠内閣法制局長官

そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしている

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成
平成29年12月5日 参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

昭和47年見解の「読み替え」 平成27年3月24日

○ 小西洋之君

同盟国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふう
に考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。

○ 横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、**そのような解釈、理解ができる**ということでございます。

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだ
ということからいたしまして、集団的自衛のための行動はとれないと、
これは私ども**政治論**として申し上げているわけではなくて、**憲法第九条の法律的な憲法的な解釈**として考えておる

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは**政策論**として申し上げているわけではなくて、**法律論**として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、**集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない**という**法律論**として説明をしている

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても**憲法九条をいかに読んでも読み切れない**
- わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、**憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動**

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成
平成29年12月5日 参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、**侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとる**ということが、**憲法の容認するぎりぎりのところだ**という説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、**集団的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法上行使することは許されない**ということに相なると思っています。

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 外国の侵略が現実になった場合に「**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利**」が根底からくつがえされるおそれがある。
その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する**解釈の論理の根底**でございます。
- **その論理から申しまして**、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が侵略されているということは、**まだ日本国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということで、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない**。
日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動する。

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

- **集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけですから、ゼロでございます**
- **集団的自衛権は一切行使できない**
- **日本の集団的自衛権の行使は絶対できない**

昭和47年5月12日 真田次長答弁

連带的関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのではないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、これはよもや憲法九条が許しているとは思えない

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成
平成29年12月5日 参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

昭和58年2月22日 角田 長官答弁

- 角田内閣法制局長官
集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、**憲法改正という手段を当然とらざるを得ない**と思います。したがって、**そういう手段をとらない限りできない**ということになると思います。
- 安倍外務大臣
法制局長官の述べたとおりであります。
- 谷川防衛庁長官
法制局長官の述べたとおりでございます。

9
防衛庁 政府見解
(内閣法制局10月13日協議決裁)

昭和四七年一〇月一三日起案 昭和四七年一〇月一三日起案

長官 第一部長
次長 総務主幹

自衛行動の範囲
参議院決算委員会水口
対し提出要求のあった標記
同庁から当方の見解を

8
昭和47年政府見解
(内閣法制局10月7日決裁)

昭和四七年一〇月五日起案 昭和四七年一〇月五日起案

長官 第一部長
次長 総務主幹

集团的自衛権と憲
参議院決算委員会(昭
に標記の件について、別紙の
同委員会に提出して「より

「読み替え」を全否定

参議院水口宏三議員要求資料 防衛庁
自衛行動の範囲 47.10.14

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略))に該当する場合に限られると解している。

わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

同盟国に対する～

読み替え!

7.1 閣議決定

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事

2015/9/15

四十七年の政府見解の作成経過及びその当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては、**明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国**であると。これは**日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、...それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読み替えをするというのは、法匪**という、つまり、字義を操って、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これは**あしき例**であると、**とても法律専門家の検証に堪えられない**と。

それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、**裁判所に行って通るかという、それは通らないでしょう。**

宮崎礼壹 元内閣法制局長官

2015/6/22

「**外国の武力攻撃**」とある表現には、**我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、...これは、いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。**

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長

2015/9/8

四十七年意見書の当時から**限定された集団的自衛権は認められていた**というようなことは、**あり得ません。当時の吉國長官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている**

ども、憲法九条の戦争放棄の規定によって他国の防衛をやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない、九条をいかに読んでも読み切れない。(発言する者あり)三ページの左下ですね。

○委員長(宇都隆史君) 横紙のポンチ絵です。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。

よろしいですか。もう時間があるですので、三ページの横紙の、さらに、この右上の方の答弁ですね、右上の方の答弁を読みますから見ていただけますか。

憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ。昭和四十七年見解を作った人ですよ、作るきっかけになった国会答弁ですよ。個別的自衛権しか九条の下では自衛権の発動として許されないというふうに言っているんですね。で、さっきの話、政策論として申し上げているのではなくて、法律論として言っているということをおっしゃっております。さらに、集団自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論を説明しているというふうにおっしゃっております。

この政治論、政策論、法律論の違いなんですけれども、安倍政権の主張はこういうことなんです。この昭和四十七年政府見解には作ったときから二つの法理が、法的な論理が含まれていた。一

つはこれまでの個別的自衛権を認める法理、そしてもう一つは限定的な集団的自衛権なるものを認める法理が作られたと言っていたんですね。四十年間誰も気付かなかったんだけれども、一昨年の七月一日に安倍内閣はそれを発見したというふう

に言っているんですね、言っている。私の質問は、だって、作るきっかけになった国会答弁で、作る人たちが全否定しているんだから、かつ、今御健在の方も生き証人として否定しているんだから、これはそういう文書じゃあり得ないでしょうということを知っているわけでございます。

ところが、稲田大臣は、いや、当時は北朝鮮のミサイルとか、こういう危機がなかったとかいうことを先ほどさんざんおっしゃったんですが、関係ないんですね。憲法九条の下で自衛隊がどのような自衛権の発動ができるか。法治国家ですから、その自衛隊に限定的な集団的自衛権を許す法理がこの中に書かれているという安倍内閣の主張だけども、書かれているかどうかを聞いています。すよ。これを作ったときに北朝鮮の問題があったかなかったか、そんな話じゃないんですよ。この中に集団的自衛権の基本的な論理がない限り、ない限り、安倍内閣は集団的自衛権を合憲とする理屈を持っていないわけですから、そのことを私は聞いているわけでございます。

じゃ、稲田大臣に、最後に伺わせていただきます。

作った真田次長は、よもや憲法九条が集団的自衛権を許しているとは思えないと言っています。角田当時第一部長は、集団的自衛権は全然行使できない、ゼロ、一切行使できない、絶対できない、憲法九条の条文を変えない限り集団的自衛権はできないとも後におっしゃっております。

作った方々が全否定している文書から、作った方々が集団的自衛権が九条の下では絶対許容できないというふうなことを、作るきっかけになった国会答弁、その前の国会答弁、その前後の答弁で、これでもか、これでもかとおっしゃられて作られたこの文書から、なぜ安倍内閣は集団的自衛権を合憲だと論理的に主張できるのでしょうか。その一点だけ簡潔に、さっきの服務の宣誓、自衛隊の服務の宣誓を思い浮かべながら答弁ください。

○国務大臣(稲田朋美君) 簡潔にとおっしゃいましたので簡潔に申し上げますが、昭和四十七年当時と今とは安全保障環境を取り巻く状況が変わっております。(発言する者あり)それは関係ありません。なぜなら、基本的な論理に当てはめる場合において安全保障環境が大きく変わっているということは、私は重要だと思えます。

さらに、その古國法制局長官は、昭和四十七年九月十四日の委員会において、例えば侵略が現実

に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされるおそれがある、その場合に自衛のための必要な措置をとることを憲法が禁じているものではないと述べるなど、この基本的な論理を含む答弁をされております。安倍内閣の、四十七年見解の基本的論理と軌を一にし、また、最高裁の砂川判決と軌を一にする解釈であるというふうに考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今の、この資料、皆様の五ページです、あつ、四ページの左上を御覧いただけますか。

今、稲田大臣が紹介された吉國長官の答弁が載っております。外国の侵略が現実起こった場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされる、新三要件の言葉ですね、ここで吉國長官が日本の議会で初めて言っているんですね。国会の議事録検索から一発で分かります。言葉の生みの親なんです。言葉の生みの親。その場合に、自衛のために必要な措置をとるということを憲法は禁じているものではないというのが憲法九条に対する解釈の根底でございます。ここで、ここまで稲田大臣も読み上げました。ただ、続きがあるんです、続き。その論理から申しまして、集団的自衛の権利という言葉を用いるまでもなく、他国が侵略、他国が侵略されると

いうことは、まだ日本国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態でないというところで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。他国が侵略、同盟国に対する外国の武力攻撃という局面では、九条の下で日本は自衛の措置をとる段階ではない、とれないと言っているんです。じゃ、いつになったらとれるかというと、続き、日本への侵略、我が国に対する外国の武力攻撃、その局面が発生して、日本への侵略が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するというふうに言っております。

これ、実は、安倍内閣の読替えを否定する最強答弁の一つなんですけれども、重ねて伺います。

この吉國長官の答弁は、憲法九条の下において我が国に対する外国の武力攻撃の発生、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃の着手、そこに至った局面以外には、九条の下で自衛権の行使、自衛権の発動はできないということを法理として明確に示しておりますけれども、なぜ安倍内閣は、四十七年見解、外国の武力攻撃を同盟国に対すると読み替えられると主張しているんでしょうか。論理的に、法理としてお示しください。

○国務大臣（稲田朋美君） 基本的な論理は、今述べられたところと全く変わっておりません。ただ、当てはめにおいて、当てはめにおいて、当時の安全保障環境と今と大きく変わっているわけで

あります。

したがって、吉國長官が当時答弁された時代には、外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態というのは、我が国に対する急迫不正の侵害以外はなかったというのが昭和四十七年の当てはめであつて、今の当てはめはそれだけではない、他国に対する侵害であつたとしても、新三要件の下で、我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される場合があるということでございますので、何ら矛盾するものではないと考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

稲田大臣から、まさに牽強附会、自分に都合のいいように無理に理屈をこじつけることを終始されて、自衛隊員の尊厳、国民の尊厳、そしてかつての悲惨な戦争の下で作られた憲法前文の平和主義の具体化である憲法九条の法理を安倍内閣はじゅうりんしている。

自民党の先生方、また、恐縮ですが公明党の先生方、これが解釈変更の実態なんです。こんな政治を許しているんでしょうか。国会の、国会議員の矜持に懸けてこの安倍政権に退陣をさせる、それが与野党を通じた憲法の義務であることを申し上げて、質問とさせていただきます。終わらせていただきます。

69 閉-参-決算委員会-5号 昭和47年09月14日

○説明員（吉國一郎君） 先ほど憲法第十三条と申し上げましたが、その前に、前文の中に一つ、その前文の第二文と申しますか、第二段目でございますが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、」云々ということがございます。それからその第一段に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」ということで、この憲法を制定いたしましたして、さらに憲法第九条の規定を設けたわけでございます。その平和主義の精神というものが憲法の第一原理だということは、これはもうあらゆる学者のみんな一致して主張することでございます。そして「日本国民は、恒久の平和を念願し、」のあとのほうに、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ということで、平和主義をうたっておりますけれども、平和主義をうたいまして、武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な国際社会ということを念願しておりますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているということは言えないわけでございます。で、その場合に、外国による侵略に対して、日本は全く国を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうかということが問題になると思います。そこで国を守る権利と申しますか、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は——十三条を引用いたしましたのは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということで、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第十三条は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申しますと、外国の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると思いますが、外交の手段で外国の侵略を防ぐということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによっても外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。これは現実の国際社会の姿ではないかということになるかと思いますが、その防げなかった侵略が現実起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からなりなつたわけでございます。

（解説） 稲田大臣は網掛けの部分が限定的な集団的自衛権行使を許容する「基本的な論理を含む答弁」と述べている。しかし、これは意図的に「その防げなかった」という文言を削除し裸の「侵略」すなわち、裸の「外国の武力攻撃」にして昭和47年政府見解と同じ読み替えを講じているものである。しかし、この文章そのもの文理及び前後の文理からこの「侵略」は「我が国に対する侵略」の意味以外にはありえない。

解釈変更における安倍政権の詭弁について

- ・ 限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法 9 条解釈の「基本的な論理」が昭和 47 年政府見解の中に存在している
- ・ 昭和 47 年政府見解の「外国の武力攻撃」は「同盟国等に対する外国の武力攻撃」とも読める
- ・ 作成者の吉國長官等は「基本的な論理」を頭の中に持ってそれを書き込んだ

稲田大臣： 昭和 47 年政府見解の作成要求がなされた昭和 47 年 9 月 14 日の以下の吉國長官答弁には「基本的な論理」が含まれている

「 侵略が現実に行った場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない 」

小西質疑： この答弁は、「 その防げなかった侵略が現実に行った場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます 」である。

これは、その前後の論理的文脈を含めて、我が国に対する外国の武力攻撃が発生した場合（個別的自衛権の局面）にしか憲法 9 条では武力行使ができないという法理を述べたものであるはず

稲田大臣： その答弁としては、「基本的な論理」への「あてはめ」を述べているのである

⇒ 稲田大臣は「基本的な論理」を含む答弁と主張したものに対して、「それは、個別的自衛権行使のみを許容する基本論理のはずだ」と追及を受けると、「それは、基本的な論理ではなくあてはめを述べているのだ」と詭弁を弄している。

それでは、一体どこに「基本的な論理」なるものが存在することになるのか？

卵（基本的な論理）が先か鶏（あてはめ：限定的な集団的自衛権行使）が先かの議論において、安倍政権は昭和 47 年政府見解（及びその作成者答弁）の中に違憲の卵をねつ造し、違憲の鶏を産み出し運用しているのである。

解釈変更は法論理ですらない非科学の不正行為であり、故に絶対の違憲である。